



広島県報

定期
第20号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

広島県行政組織規則等の一部を改正する規則 (行政管理局)	一
規則	
告示	
県議会の定例会で議決された予算の概要 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更 道路の区域変更 (三件) (財政室)	二
道路の供用開始 (二件) (市町行財政室)	四
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市整備室)	六
公告	
特定非営利活動法人の認証申請 (文化・県民協働室)	七
特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (〃)	七
争議行為の予告 (二件) (労働福祉室)	七
家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者 (畜産振興室)	八
県営土地改良事業の換地計画の樹立 (土地改良室)	八
県営土地改良事業の完了 (二件) (〃)	八
市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市企画室)	八
開発行為に関する工事の完了 (建築指導室)	八
県営土地改良事業の換地処分 (二件) (芸北地域事務所)	九
土地改良事業の工事の完了 (福山地域事務所)	九
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の五十分の一の数	九
選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	九

選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一〇
公安委員会告示	
遊技機の型式の検定の告示	一〇

公布された規則のあらまし

広島県行政組織規則等の一部を改正する規則 (規則第九号) (行政管理局)

一 改正の要旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令の制定並びに住宅金融公庫の解散に伴い、関係規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年三月十五日。ただし、住宅金融公庫の解散に伴う改正は、平成十九年四月一日

規則

広島県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第九号

広島県行政組織規則等の一部を改正する規則

(広島県行政組織規則の一部改正)

第一条 広島県行政組織規則 (昭和三十九年広島県規則第十八号) の一部を次のように改正する。

第十四条の二 都市事務局の部 建築指導室の項第六号を次のように改める。

六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号) に関すること。(建築物に係るものに限る。)

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)
 第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項第九十二号の二を次のように改める。
 九十二の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律

第九十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第十五条第一項の規定による違反の是正措置命令

(二) 第十五条第二項の規定による管理機関の長への通知及び措置の要請

(三) 第十五条第三項の規定による指導及び助言

(四) 第十六条第三項の規定による指導及び助言

(五) 第十七条第三項の規定による計画の認定

(六) 第十七条第五項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主

事への通知

(七) 第十八条第一項の規定による計画の変更の認定

(八) 第二十一条の規定による改善命令

(九) 第二十二条の規定による計画の取消し

(十) 第五十三条第三項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

(十一) 第五十三条第四項の規定による報告の徴収

(十二) (広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県福祉のまちづくり条例施行規則(平成七年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを「号」すじ繰り上げる。

別表第五第一項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第十七号」に、同表第一第二項2)中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年政令第三百一十一号)以下「施行令」といふ。)第二十一条第一項ただし書」に、同表第一項ただし書を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)以下「施行令」といふ。)第二十一条第一項ただし書」に、同項2)中「第十四条第二項第二号」を「第二十一条第二項第二号」に、同表第一項五(一)中「第七条第二号ただし書」を「第十一条第一号ただし書」に、同表第一第六項五(一)中「第八条第五号ただし書」を「第十二条第五号ただし書」に、同表第七項中「第十三条第二項第五号ただし書」を「第十八条第二項第五号ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第十六条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県福祉のまちづくり条例施行規則別表第五第一第二項2)ただし書及び2)ただし書の規定は、平成十九年六月十九日までの間は適用せず、整備基準のうち通路に係るものについては、なお従前の例による。

告 示

広島県告示第二百五十号

平成十九年二月九日開会の広島県議会の定例会で議決された予算の概要は、次のとおりである。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 平成19年度当初予算

(1) 平成19年度一般会計予算

(歳入歳出予算)

(単位：千円)

歳 入	歳 入		比 較	歳 出	歳 出		比 較
	款	本 年 度 額			前 年 度 額	款	
1 県 税	388,867,000	313,633,000	75,234,000	1 議 会 費	1,928,910	2,018,527	89,617
2 地方消費税	57,033,000	55,579,000	1,454,000	2 総 務 費	60,498,174	49,827,569	10,670,605
3 地方譲与税	4,171,000	53,666,000	49,495,000	3 民 生 費	84,776,404	79,689,248	5,087,156
4 地方特別交付金	1,514,000	2,800,000	1,286,000	4 衛 生 費	58,226,356	60,202,923	1,976,567
5 地方交付税	165,159,000	180,535,000	15,376,000	5 勞 働 費	4,548,181	5,065,113	516,932
6 交通安全対策特別交付金	900,000	900,000	0	6 農林水産業	41,764,385	47,159,394	5,395,009

7 分担金及び 負担金	9,805,696	11,313,335	1,507,639	7 商 工 費	27,225,689	31,365,750	4,140,061
8 使用料及び 手数料	11,242,393	13,080,133	1,837,740	8 土 木 費	133,898,750	154,194,395	20,295,645
9 国庫支出金	123,441,407	127,857,091	4,415,684	9 警 察 費	68,433,900	64,021,843	4,412,057
10 財産収入	3,181,782	2,407,837	773,945	10 教 育 費	253,194,470	254,271,965	1,077,495
11 寄 附 金	9,000	9,000	0	11 災 害 復 旧 費	7,295,360	7,174,263	121,097
12 繰 入 金	42,048,851	40,201,026	1,847,825	12 公 債 費	142,951,421	132,548,010	10,403,411
13 繰 越 金	1	1	0	13 諸 支 出 金	87,468,000	86,161,000	1,307,000
14 諸 収 入	34,456,670	36,933,177	2,476,507	14 予 備 費	400,000	400,000	0
15 県 債	130,780,200	135,185,400	4,405,200				
歳 入 合 計	972,610,000	974,100,000	1,490,000	歳 出 合 計	972,610,000	974,100,000	1,490,000

(2) 平成19年度特別会計予算
(歳入歳出予算)

会 計 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較
証 紙 等	15,437,000	16,486,000	1,049,000
管 理 事 務 費	353,386	375,951	22,565
公 共 用 地 等 取 得 事 業 費	434,553	434,553	0
公 債 管 理	217,877,906	193,114,878	24,763,028
母 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金	323,000	336,200	13,200
中 小 企 業 支 援 資 金	7,102,863	9,386,538	2,283,675
農 林 水 産 振 興 資 金	845,808	756,725	89,083
県 営 林 事 業 費	120,965	125,580	4,615
港 湾 特 別 整 備 事 業 費	16,955,882	19,779,048	2,823,166
流 域 下 水 道 事 業 費	9,157,299	10,074,122	916,823
県 営 住 宅 事 業 費	7,098,188	6,377,053	721,135

高 等 学 校 等 奨 学 金	891,171	656,517	234,654
-----------------	---------	---------	---------

(3) 平成19年度企業会計予算
(予定収入及び予定支出)

(単位：千円)

会 計 名	予 定 収 入		比 較	予 定 支 出		比 較
	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額		本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	
病院事業	20,771,398	20,060,258	711,140	21,734,582	21,072,055	662,527
工業用水 道事業	3,054,754	2,447,745	607,009	3,821,279	3,186,567	634,712
土地造成 事業	1,336,299	1,306,210	30,089	1,864,771	1,807,793	56,978
水道用水 供給事業	11,581,811	11,433,393	148,418	9,918,797	9,382,506	536,291
資本的収入	13,139,000	16,834,000	3,695,000	15,841,336	21,083,505	5,242,169
資本的支出	3,340,698	10,150,040	6,809,342	4,554,026	13,740,235	9,186,209
水道用水 供給事業	3,843,549	4,574,953	731,404	8,445,129	10,018,561	1,573,432

2 平成18年度補正予算

(1) 平成18年度一般会計補正予算
(歳入歳出予算補正)

(単位：千円)

歳 入	補 正 額		計	歳 出	補 正 額		計
	前 額	後 額			前 額	後 額	
1 県 税	313,633,000	16,604,000	330,237,000	1 議 会 費	2,018,527	58,457	1,960,070
2 地方消費税 清算金	55,579,000	1,455,000	57,034,000	2 総 務 費	51,214,077	5,907,710	57,121,787
3 地方譲与税 交付金	53,666,000	64,000	53,602,000	3 民 生 費	79,691,448	1,573,638	81,265,086
4 地方特別交 付金	2,800,000	1,322,593	1,477,407	4 衛 生 費	60,202,923	1,123,212	59,079,711
5 地方交付税	180,535,000	2,365,862	182,900,862	5 労 働 費	5,065,113	621,938	4,443,175
7 分担金及び 負担金	11,056,088	381,620	10,674,468	6 農 林 水 産 業 費	47,239,427	1,287,753	45,951,674

8 使用料及び 手数料	13,080,133	167,320	12,912,813	7 商 工 費	31,397,250	334,097	31,063,153
9 国庫支出金	131,768,981	1,391,982	130,376,999	8 土 木 費	154,461,104	1,917,761	152,543,343
10 財産収入	2,407,837	307,057	2,714,894	9 警 察 費	64,021,843	266,020	63,755,823
11 寄 附 金	9,000	25,427	34,427	10 教 育 費	254,419,363	597,332	255,016,695
12 繰 入 金	41,444,942	13,577,088	27,867,854	11 災 害復旧費	14,350,603	2,968,634	11,381,969
14 諸 収 入	37,348,151	3,290,873	34,057,278	12 公 債 費	132,548,010	1,161,838	131,386,172
15 県 債	138,318,400	2,685,100	141,003,500	13 諸 支 出 金	86,161,000	4,908,000	91,069,000
歳 入 合 計	983,190,688	3,246,970	986,437,658	歳 出 合 計	983,190,688	3,246,970	986,437,658

(2) 平成18年度特別会計補正予算
(歳入歳出予算補正)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
証 紙 等	16,486,000	491,000	15,995,000
管 理 事 務 費	375,951	14,943	361,008
公 債 管 理	193,114,878	166,006	192,948,872
中 小 企 業 支 援 資 金	9,386,538	1,850,144	7,536,394
港 灣 特 別 整 備 事 業 費	19,779,048	644,652	19,134,396
流 域 下 水 道 事 業 費	10,074,122	592,991	9,481,131
県 道 住 宅 事 業 費	6,377,053	110,849	6,266,204
高 等 学 校 等 奨 学 金	656,517	80,742	575,775

(単位：千円)

(3) 平成18年度企業会計補正予算
(予定収入及び予定支出の補正)

会 計 名	予 定 収 入			予 定 支 出		
	補正前の 予定額	補 正 額	正 計	補正前の 予定額	補 正 額	正 計
病院事業	20,060,258	160,164	20,220,442	21,072,055	462,036	21,534,091
工業用水 道事業	2,447,745	75,783	2,371,962	3,186,567	129,168	3,057,399
土地造成 事業	2,605,024	22,774	2,582,250	2,572,191	53,698	2,625,889
水道用水 供給事業	1,306,210	816,125	490,085	1,807,793	660,539	1,147,254
資本的収入	16,834,000	6,263,024	10,570,976	21,083,505	59,667	21,023,838
資本的支出	10,150,040	4,231,544	14,381,584	13,740,235	5,652,744	19,392,979
水道用水 供給事業	11,433,393	45,766	11,479,159	9,759,506	69,810	9,829,316
資本的収入	4,574,953	3,325,888	1,249,065	10,018,561	1,454,896	8,563,665

(単位：千円)

広島県知事 田 雄 山

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立つにまつて次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六条第一項の規定にまつて前掲土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成十九年三月十五日

位 置	上 欄		下 欄
	面 積	積	
豊田郡大崎上島町木江字小楡五二五九の四から五二五九の七まで及び五二六二の一八に至る間の地先	八三・四九平方メートル		大崎上島町木江字小楡
豊田郡大崎上島町木江字小楡五一六二の一八、五一六二の二〇、五一六二の二一、五一六二の二二及び五一六二の二三の地先	四五・六四平方メートル		

広島県告示第145511号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年三月二十九日までの間、縦覧に供する。
平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 道路の種類
- 二 道路の種類
- 三 道路の種類

区	間	新	旧	新	旧	備考
三次市栗屋町三番地先から	三次市栗屋町三四一番一地先から	新 二一・四〇〇	旧 四・七〇〇	新 七・八〇〇	旧 九・七〇〇	拡幅
		新 二一・四〇〇	旧 四・七〇〇	新 七・八〇〇	旧 九・七〇〇	備考
三次市栗屋町三四一番一地先から	三次市栗屋町三四一番一地先から	新 二一・四〇〇	旧 四・七〇〇	新 七・八〇〇	旧 九・七〇〇	備考
三次市栗屋町三四一番一地先から	三次市栗屋町三四一番一地先から	新 二一・四〇〇	旧 四・七〇〇	新 七・八〇〇	旧 九・七〇〇	備考

広島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 道路の種類
- 二 道路の種類
- 三 道路の種類

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月二十九日までの間、縦覧に供する。
平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田 雄山

区	間	新	旧	新	旧	備考
庄原市比和町三河内字笹屋谷二九二番一地先から	庄原市比和町三河内字笹屋谷二九二番一地先から	新 二一・五〇〇	旧 三・六〇〇	新 三・六〇〇	旧 四・八〇〇	拡幅
		新 二一・五〇〇	旧 三・六〇〇	新 三・六〇〇	旧 四・八〇〇	備考
庄原市比和町三河内字笹屋谷一四七五番一地先から	庄原市比和町三河内字笹屋谷一四七五番一地先から	新 三〇・四〇〇	旧 一・七〇〇	新 一・七〇〇	旧 二・一〇〇	拡幅
		新 三〇・四〇〇	旧 一・七〇〇	新 一・七〇〇	旧 二・一〇〇	備考
庄原市比和町三河内字笹屋谷一五三三番四地先から	庄原市比和町三河内字笹屋谷一五三三番四地先から	新 二一・五〇〇	旧 四・一五〇	新 四・一五〇	旧 四・一五〇	拡幅
		新 二一・五〇〇	旧 四・一五〇	新 四・一五〇	旧 四・一五〇	備考

広島県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 道路の種類
- 二 道路の種類

三 下門田泉吉田線
道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市高野町高暮字上組七〇二番一地从先から 庄原市高野町高暮字上組七〇三番一地从先まで	二・二・八〇〇	五・四・〇〇〇	四六・〇〇	五〇・〇〇	拡張
庄原市高野町高暮字上組七〇三番一地从先から 庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先まで	八・三・〇〇〇	八・三・〇〇〇	二二五・〇〇	二二五・〇〇	
庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先から 庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先まで	三・八・〇〇〇	八・五・〇〇〇	二二五・〇〇	二二五・〇〇	
庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先から 庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先まで	四・一・五〇〇	四・一・五〇〇	二四五・五〇	二四五・五〇	ダブルウェイ
庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先から 庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先まで	五・四・〇〇〇	九・〇・〇〇〇	七七・五〇	七七・五〇	拡張
庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先から 庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地从先まで	九・〇・〇〇〇	九・〇・〇〇〇	一〇・〇三・五〇	一〇・〇三・五〇	
庄原市高野町高暮字麦原一四二番一地从先から 庄原市高野町高暮字麦原一四二番一地从先まで	二・九・〇〇〇	二・九・〇〇〇	六六三・〇〇	六六三・〇〇	ダブルウェイ
庄原市高野町高暮字麦原一四二番一地从先から 庄原市高野町高暮字麦原一四二番一地从先まで	二・二・五〇〇	二・二・五〇〇	四九・〇〇	四九・〇〇	
庄原市高野町高暮字麦原一四二番一地从先から 庄原市高野町高暮字麦原一四二番一地从先まで	三・〇・〇〇〇	三・〇・〇〇〇	四九・〇〇	四九・〇〇	拡張

広島県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道西城比和線	庄原市比和町三河内字七代二一九番地先から 庄原市比和町三河内字笹屋谷一五三三番四地先まで	平成十九年三月五日

広島県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
吉田線	庄原市高野町高暮字上組七〇二番一地从先から 庄原市高野町高暮字上組六一四番一地从先まで 庄原市高野町高暮字馬ノ背一三九番一地从先から 庄原市高野町高暮字麦原一四二番一地从先まで	平成十九年三月八日

広島県告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十二条第一項の規定によって、平成十年広島県告示第八百三十一号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称
広島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・二・三一一号霞庚午線
- 三 事業施行期間
平成十年八月十三日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分

なし

公

告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人 憩	上田 雅彦	広島県広島市安佐北区口田南六丁目一〇番六号	この法人は、障害者及び高齢者が自主自立するための生活支援、就労支援の事業を展開し、地域における障害者及び高齢者の自立生活と社会参加を推進し、安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者福祉、地域福祉、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成十九年三月二日
特定非営利活動法人町をきれいにする会	有本 正	広島県廿日市市串戸六丁目一〇番二号	この法人は、他団体と連携しながら広島県西部の国道、県道、市道、公園、海岸などに散乱している「ゴミ」等の清掃及び啓発活動を通じ、自然の循環、再生を図りながら、環境浄化を行うとともに青少年に自然の大切さや自分達の置かれていた状況を体験させ、もって青少年の健全育成を行い、公共の福祉の増進及び社会的マナーや規範意識の向上等を図り、地域社会に寄与することを目的とする。	平成十九年三月五日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人 遊喜の会	村田 理恵	広島県尾道市因島重井町四九四番地四	この法人は、高齢者、障害者及び地域住民に対して、介護支援事業や育児支援事業及び住民参加のボランティア活動などを中心とした保健・医療・福祉の総合的なケアの増進を図る事業を行い、地域福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。	・特定非営利活動に係る事業の変更 ・理事数の変更	平成十九年三月二日

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十九年三月七日付けで広島赤十字・原爆病院労働組合執行委員長重光恵美から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的
賃金その他の労働条件の改善
 - 二 争議行為の日時
平成十九年三月十八日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
 - 三 争議を行う場所
広島赤十字・原爆病院において、広島赤十字・原爆病院労働組合の組合員が従事する全職場
 - 四 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。
- 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十九年三月八日付けで広島県医療労働組合連合会執行委員長亀井恵美子から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的
賃金その他の労働条件の改善
- 二 争議行為の日時
平成十九年三月十九日午前零時から本件の要求解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

福山医療生活協同組合城北診療所、同ふれあい診療所、同じあわせ在宅介護支援事業部、同ヘルパーステーション城北、同訪問看護ステーションしあわせ及び同デイサービスセンターしあわせにおいて、広島県医療労働組合連合会に加盟する福山医療生活協同組合職員労働組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

平成十八年度第一回家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

平成十九年三月十五日

植原 賢治	溝辺 康太	井上 龍一	向 隆司	赤瀬 竜馬	田 雄 山
石津 麻美	稲村 正雄	賀村 陽子	黒田亜香利	田村 千洋	
野村有希子	吉崎 哲也	阿部 洋美	中川 真希	向田 修実	
森脇 孝行	速見 互				

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町所在の田草川地区(一工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十九年三月十五日から平成十九年四月四日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

世羅郡世羅町所在の広島中央地区(スリ屋中草田区域、早稲田清水区域、高山区域、東宇賀区域、殿風呂信兼1号区域、赤根本線区域)県営土地改良事業(農業用道路整備事業)

の工事が平成十五年十一月四日完了した。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

世羅郡世羅町所在の広島中央地区(友貞賀土線地区)県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十七年九月十二日完了した。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、福山市から、備後圏都市計画下水道福山公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 廿日市市佐方字宮ノ上九九三番一の一部、九九四番五の一部、九九四番六、九九五番一
- 三、九九六番一、九九六番二・九九八番・一〇〇〇番二合併、九九六番三、九九六番四の一部、九九七番一、九九七番二、九九七番三の一部、九九九番一、九九九番二、一〇〇〇番一、一〇〇一番一、一〇〇二番一、一〇〇二番二の一部、一〇〇三番、一〇〇四番、一〇〇五番一の一部、一〇〇五番二、一〇〇五番三の一部、一〇〇五番四、一〇〇六番二、一〇〇六番三、同市佐方字大谷九一二番二の一部、九一二番三、九二〇番一の一部、九二〇番二の一部、九二一番一の一部、九二一番二の一部、九二一番三、九二一番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福山市南蔵王町六丁目二番二号

ワウハウス株式会社

代表取締役 藤井 義男

安芸高田市所在の長瀬川地区(下竹貞工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定によって、平成十九年三月二日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月十五日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

安芸高田市所在の長瀬川地区(下川根工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定によって、平成十九年三月二日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月十五日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定によって、届出があつた。

平成十九年三月十五日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
神石高原町	井関	農業用道路整備事業	平成 五年 二月二日
神石高原町	大迫	農業用道路整備事業	平成 七年 三月二日
神石高原町	小坂	農業用道路整備事業	平成 九年 二月三日
神石高原町	杉田	農業用道路整備事業	平成 七年 三月二日
神石高原町	友成	農業用道路整備事業	平成 一年 三月二日
神石高原町	佐草	農業用道路整備事業	平成 四年 二月二日
神石高原町	田迫	農業用道路整備事業	平成 五年 三月二日
神石高原町	上只	農業用道路整備事業	平成 七年 三月二日

神石高原町	見後	農業用道路整備事業	平成 七年 三月二日
神石高原町	川平	農業用道路整備事業	平成 〇年 三月二日
神石高原町	高畦	農業用道路整備事業	平成 四年 三月二日
神石高原町	永野北	農業用道路整備事業	平成 六年 二月二日
神石高原町	八島野呂川	農業用道路整備事業	平成 一年 三月二日
神石高原町	殿河内	農業用道路整備事業	平成 九年 二月二日
神石高原町	平井古市	農業用道路整備事業	平成 二年 三月二日
神石高原町	松尾中央	農業用道路整備事業	平成 七年 三月二日

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第十六号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年三月十五日

四六、五六二
 広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会告示第十七号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十九年三月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

四五四、六七八

広島県選挙管理委員会告示第十八号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
 平成十九年三月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、二七二
広島市東区	三二、九四七
広島市南区	三六、九七五
広島市西区	四八、七二四
広島市安佐南区	五六、八二七
広島市安佐北区	四一、五二七
広島市安芸区	二〇、四三二
広島市佐伯区	三三、六五五
呉市	五四、五九二
竹原市	八、五六八
三原市	一一、〇〇三
尾道市	一五、一一六
因島市	七、七四八
福山市	一〇七、〇四六
府中市	一一、一一〇
三门市	一〇、四一五
庄原市	五、六〇六
大竹市	八、三三九
東広島市	三三、九〇一
廿日市市	三三、六九九
安芸郡	四一、二五一
佐伯郡	七、四三七

山 県	八、〇三一
高 田 郡	九、二七五
賀 茂 郡	一一、二四五
豊 田 郡	一九、二六四
御 調 郡	八、一六九
世 羅 郡	五、二六二
深 安 郡	一一、二八一
芦 品 郡	五、九一四
甲 奴 郡	六、三五八
双 三 郡	五、〇六四
比 婆 郡	六、〇一一

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第23号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年3月15日

広島県公安委員会
 委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
7P0084	告示の日(平成19年3月15日)から3年間	ぱちんこ遊技機	C R A P P O P ヒ ャ イ ー K S 3	株式会社大一商会 高明 代表取締役 市原 中村区 (愛知県名古屋市中村区 幡付町一丁目22番地)	左 同

7P0106	同上	同上	CRJ-POP ビット エディ J60V	同上	左同
7S0001	同上	回胴式遊技機	快樂ハ ンズオ イ	株式会社オ リンピア 代表取締役 鏑井 勝也 (東京都台東区 東上野二丁目 11番7号)	左同
6S1499	同上	同上	アソトモ 才燃えるパ チア口機	同上	左同
7P0065	同上	ぱちんこ遊 技機	CRコ ーバー 田来来 DX	株式会社三 共 善島 秀 行 代表取締役 桐生 市 境野町六 丁目460番 地)	左同
7P0083	同上	同上	CRば ちんこ必 殺仕事人 XR55 TF4	京業産業 株式会社 代表取締役 櫻本 善 紀 (愛知県名古屋 市中区錦 三丁目24番 4号)	左同
6P1357	同上	同上	CRオ リンピア ワン W	株式会社銀 座 伊藤 二 博 代表取締役 名古屋市中 区大幸一丁目 10番15号)	左同
6P1371	同上	同上	CRオ リンピア ワン V	同上	左同
6P1503	同上	同上	CRオ リンピア ワン C	同上	左同
6P1367	同上	同上	CRア ナキオ シハキ オ リ T	同上	左同